

○利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります。

(1) 基本料金 以下の基本料金(①施設サービス費、②-1・②-2加算項目)については、項目ごとに地域加算<6級地(10. 27円)>を含んだ金額を掲載しています。端数処理の関係で実際の請求金額とは若干誤差が生じますので、予めご了承下さい。

① 施設サービス費

	I-ii 多床室	I-i 個室
介護認定	日 額	日 額
要介護1	2,567 円	2,222 円
要介護2	2,906 円	2,564 円
要介護3	3,642 円	3,297 円
要介護4	3,953 円	3,611 円
要介護5	4,237 円	3,892 円

②-1 加算項目(原則加算)

✓	加 算 項 目	日 額	詳 細
✓	初期加算	93円	入所日から30日間
✓	安全対策体制加算	62円 /回	施設内に安全対策部門があり、組織的な安全対策体制がある場合 ※入所初日に1回
✓	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	185円 /月	入所者の栄養状態や服薬指導等の基本的情報を厚生労働省に提出している場合
✓	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	56円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上いる場合
✓	協力医療機関連携加算Ⅰ	154円/月	協力医療機関と実効性のある連携をする為現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催する場合
✓	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1)の①・②-1・②-2・②-3 基本料金の合計額に対し、4.7%を乗じた金額	

②-2 加算項目(該当時のみ加算)

✓	加 算 項 目	日 額	詳 細
	療養食加算	19 円 /食	医師の処方箋に基づく療養食を提供した場合 ※上限3回/日
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	278 円 /月	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、口腔ケアについて具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	339 円 /月	加算(Ⅰ)に加え口腔衛生管理計画を厚生労働省に提出し、フィードバックを活用し有効的な口腔衛生を支援する場合
	在宅復帰支援機能加算	31 円 /日	入所者の家族と連絡調整を行ない、且つ入所者が希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供及び退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行なっている場合
	緊急時治療管理	1,596 円 /日	病状が重篤となり救命救急医療を提供した場合 ※月1回 連続する3日間上限
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	9 円 /日	認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を3名以上配置しチームとして専門的な認知症ケアを実施し、且つ認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合
	外泊時費用	1,116 円 /日	外泊初日と最終日を除き、施設サービス費に代えて算定 ※月6日算定
	他科受診時費用	1,116 円 /日	専門的な診療が必要となり他の病院・診療所を受診した場合に、施設サービスに代えて算定 ※上限 月4回
	排せつ支援加算(Ⅰ)	31 円 /月	要介護状態の軽減の見込みを評価した結果を厚生労働省に提出し、フィードバックを活用し有効的な排せつ支援をする場合
	自立支援促進加算	925 円 /月	自立支援の医学評価を行ない、情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを活用し有効的な自立支援をする場合
	退所前訪問指導加算	1,418 円 /回	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者の退所に先立ち、退所先の居宅で退所後の療養上の指導や、退所先の他の社会福祉施設等で連絡調整、情報提供等を行なった場合 ※上限2回
	退所後訪問指導加算	1,418 円 /回	入所者の退所後30日以内に、入所者の居宅での療養上の指導や、退所先の他の社会福祉施設等で連絡調整、情報提供等を行なった場合 ※上限1回
	退所時指導加算	1,233 円 /回	入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、その居宅で療養を継続する場合、退所時に退所後の療養上の指導を行なった場合 ※上限1回
	退所時情報提供加算Ⅰ	1,541 円 /回	入所期間が1ヶ月を超える入所者が居宅へ退所し療養を継続する場合、退所後の主治医または他の社会福祉施設に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて紹介した場合
	退所時情報提供加算Ⅱ	771 円 /回	入所期間が1ヶ月を超える入所者が医療機関へ退所し療養を継続する場合、退所後の主治医または他の社会福祉施設に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて紹介した場合
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	31 円 /月	第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制の確保し適切な連携をし、年1回以上の院内感染対策に係る研修参加をしている場合
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	16 円 /月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合
	再入所時栄養連携加算	617 円 /回	今回入所の栄養管理が前回入所と大きく異なり、入院先管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合※上限1回
	退所時栄養情報連携加算	216 円 /回	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合
	訪問看護指示加算	925 円 /回	訪問看護が必要であると医師が認め、退所時に入所者の選定する事業者に訪問看護指示書を交付した場合 ※上限1回
✓	加 算 項 目	日 額	詳 細

	退所前連携加算	1,541 円 /回	入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し居宅サービスを利用する場合、入所者の同意を得て、入所者の希望の指定居宅介護支援事業者に対し、診療情報を示す文書を添えて居宅サービスに必要な情報を提供と、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を連携して行なった場合 ※上限1回
	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	462 円 /月	認知症チームが計画的に個別の認知症の行動・心理症状の評価を行った上、予防等のチームケアを実施している場合
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	370 円 /月	認知症チームが計画的に個別の認知症の行動・心理症状の評価を行った上、予防等のチームケアを実施している場合
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	309 円 /月	介護サービスの質の確保や職員の負担軽減策をし、見守り機器等のテクノロジーを使用している場合
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	31 円 /月	介護サービスの質の確保や職員の負担軽減策をし、見守り機器等のテクノロジーを使用している場合
	経口移行加算	87 円 /日	経口移行計画を作成し、その計画に基づいた支援が行なわれた場合
	経口維持加算(Ⅰ)	1,233 円 /月	著しい摂食機能障害を有し諸検査によって誤嚥が認められ、経口維持計画を作成し、管理栄養を行なった場合
	経口維持加算(Ⅱ)	309 円 /月	摂食機能障害を有し、諸検査によって誤嚥が認められ、経口維持計画を作成し、管理栄養を行なった場合

②-3 加算項目（該当時のみ加算（地域加算は全国一律10円））

	感染対策指導管理	18 円 /日	常時感染対策を行なう場合
	褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	18 円 /日	常時褥瘡対策を行なう場合
	褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	30 円 /月	加算(Ⅰ)に加え、褥瘡対策等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡対策のフィードバックを活用し、褥瘡リスクのある入所者に褥瘡の発生がない場合
	初期入所診療管理	750 円 /回	入所に際して医師 が必要な診察、検査等を行ない、診療方針を定めて文書で説明を行なった場合 ※上限 2回
	重症皮膚潰瘍管理指導	54 円 /日	重症皮膚潰瘍を有している入所者に対して、計画的な医学的管理を継続して行ない、且つ、療養上必要な指導を行なった場合
	薬剤管理指導	1,050 円 /週	投薬又は注射及び薬学的管理指導を行なった場合 ※週1回に限り、上限 月4回
	薬剤管理指導の加算	60 円 /月	服薬情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを活用し有効的な薬物療法をした場合
	薬剤管理指導の加算	150 円 /回	疼痛緩和のために投薬又は注射が行なわれている利用者に対して、薬学的管理指導を行なった場合
	医学情報提供(Ⅰ)	660 円 /回	退所時に、診療に基づき、別の病院での診療の必要性を認め、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行なった場合 ※上限 1回
	医学情報提供(Ⅱ)	870 円 /回	退所時に、診療に基づき、診療所での診療の必要性を認め、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行なった場合 ※上限 1回
	理学療法(Ⅰ)	369 円 /回	理学療法を個別に行なった場合 ※入所後、4ヶ月目以降
	理学療法の加算	105 円 /回	専従する常勤の理学療法士を2名以上配置した場合
	理学療法の加算	99 円 /月	リハビリテーション実施計画の内容を厚生労働省に提出し、リハビリテーション実施のフィードバックを活用し、有効なりハビリテーションを実施した場合
	理学療法の加算	60 円 /月	リハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組をした場合
	作業療法	369 円 /回	作業療法を個別に行なった場合
	短期集中リハビリテーション	720 円 /日	入所日より3ヶ月間短期集中的なリハビリテーションを行なった場合

(2)その他の料金

③ 居住費/食費

※居住費と食費については、世帯の所得や預貯金額に応じて減額される場合があります。詳しくはお住まいの市町村へお尋ね下さい。

	食費	居住費/多床室	居住費/個室
負担区分	日 額		
第4段階	1,970円	550円	1,640円

④ その他の費用

項目		金額	詳細
理髪代	(車椅子・自立歩行の方)	2,200円(非課税)/回	カットのみ
	(ベッド上の方)	2,800円(非課税)/回	
個室代		3,300円(税込)/日	該当する個室を利用した場合
療養生活上必要とする衣類などのご利用希望における洗濯リース		利用者の希望と同意による実費負担(税込) 文書料 16,500円 お水1本 80円	
日常生活において通常必要となるものに係る費用		エンゼルケア代 16,500円 ねまき代 3,300円 他、インフルエンザ予防接種代等	